農業集落排水接続補助対象確認フロー

公共ますは設置されていますか

Yes → 現在公共ますを使用しており、同一区画の敷地に新たな建物を建築しますか

No → 新規加入申請書受付

Yes → 新たに公共ますを設置しますか（分担金なし）

No → 下記に該当しますか

①新築工事でない（建築確認申請が出ていないこと）
　・増築・改築の建築確認が出ていないは対象となる
　※ 建築物が10㎡以上増となる場合確認申請が必要
②加入分担金納付済みで、宅内配管未整備である
③市税、介護保険料、水道料金の未納がないこと
④供用開始から３年以内である
⑤供用開始から４年以上経過している場合、その理由が適正であるか
　例）・費用の捻出ができなかった
　　・対象住居に住んでおらず、汚水を流していなかった
　　・土地・構造物等の問題で接続できなかった
　　・その他市長が認める理由がある場合

Yes → 霞ヶ浦流域ですか

対象地区
（下館地区）茂田地区の一部、茂田第一地区の一部
（明野地区）宮後地区全域、東石田地区の一部
（協和地区）北１地区の一部、北２地区の一部
北３地区全域、中部地区の一部
南部地区の一部

No → 市単独補助
【補助額】
対象工事費用の２０分の３
上限３万円

Yes → 下記に該当しますか

①補助を受けようとする日の属する各年度の４月１日時点で１８歳未満の者がいる、若しくは各年度の翌年の３月３１日時点で６５歳以上の者がいる。
②課税対象所得が３３４万円以下であること
※住居が別でも世帯分離していない場合（住民票が一緒）は１世帯として考える

Yes → 県補助対象①
【補助額】
対象工事費用全額補助
上限３５万円

No → 県補助対象②
【補助額】
対象工事費用の２０分の３
上限５万円

新規加入申請書受付
↓
分担金納入通知書送付
↓
分担金納入確認後、申請業者様へ連絡
↓
公共汚水ます設置申請書受付
↓
確認後、申請業者様へ連絡
↓
工事（取出立会）
↓
工事写真提出（仮復旧まで）
※工事完了届と同時でも可
↓
排水設備確認申請受付
↓
確認書交付
↓
工事
↓
工事完了届・各種届出書の提出
↓
完了検査
↓
使用開始